

Q2 韓国版ふるさと納税制度の概要とこれに対する韓国税務士会の意見について

A.

1. 制度の導入

2008年の第17代大統領選挙運動の時から政界で「故郷税」に対する提案があり、翌年の2009年度に初めて発議されたが、首都圏逆差別論議によって推進されなかった。以後、過去10年間、第18代国会で2件が発議され、第20代国会では2017年までに10件、2018年度2件の計12件の故郷税制度関連議員立法案が発議されている。

2. ふるさと納税制度発議案の内容

ふるさと納税制度について発議された法律案は、各地方自治体別出身の国会議員達が自分の地方に有利になるよう発議されている。下記10個の発議案を見ると、故郷を特定する部分と寄付金の方式も租税移転方式と寄付金の性格に対して様々な案を提示している。

〈ふるさと納税制度法律案内容の比較分析〉

発議案	共通事項		制度運用方式				
	故郷特徴	移転対象制限	形式	内容	国税-地方税	地方税-地方税	寄付金性格
発議1)	×	○	寄付金	寄付金	—	—	指定寄付金
発議2)	○	×	寄付金	寄付金	—	—	指定寄付金
発議3)	×	○	寄付金	租税移転	所得税	—	政治資金
発議4)	△ 首都圏	○ 首都圏	租税移転	—	所得税	—	—
発議5)	○	×	寄付金	租税移転	所得税	—	政治資金
発議6)	×	×	租税移転	—	—	地方所得税	—
発議7)	○	×	寄付金	寄付金	—	—	指定寄付金
発議8)	○	○	寄付金	租税移転	所得税	—	政治資金
発議9)	○	○	租税移転	—	所得税	—	—
発議10)	○ 住民外	×	寄付金	租税移転	所得税	—	政治資金

イ。「故郷」を特定しない法律案より、「故郷」を特定した法律案が相対的に多かった。故郷の特定方式は、「該当地方自治体に10年以上居住した者」、該当地方自治体の管轄区域出身者等で規定している。

ロ。租税移転又は寄付金募集者を制限しないが、財政自立度が30%以下である地方自治体、首都圏除外などに制限する場合もある。

ハ、制度運営方式である。租税移転方式又は寄付金方式を好むし、寄付金方式も政治資金特例等、実質的租税移転方式と、国税- 地方税移転方式、地方税- 地方税移転方式等、多様な提案がある。

ニ、寄付金方式は、政治資金の寄付金形式と指定寄付金特例を提示している。政治資金寄付金は10万ウォン以内の金額は110分の100を、超過する金額は100分の15を所得税から税額控除し、事業者の場合、10万ウォンを超過する寄付金は全額必要経費として認定される。

3. 合理的な導入方案

(1) 行政安全部の立場（国政課税 75-4）

主務省庁である行政安全部では、2017年から2019年までの3年間にわたって少子化・高齢化及び人口流出による福祉費の支出急増と税収減少で悪化した地方財政を補完するために「故郷愛寄付制」の導入を推進しており、地方自治体への寄付が可能なように寄付地域、寄付金等寄付者の選択権が尊重される寄付方式を基本方向としている。

したがって、発議された案件を確定する際に、次の4つの事項を参照しなければならない。

(2) 合理的な導入方案

一、故郷の特定可否

法律案で、故郷を特定するということは、寄付者を制限するということである。故郷を特定する方法としては、居住期間、出生地等を挙げられるが、故郷を特定するのが非常に困難ということである。故郷を特定するということは、寄付対象者を制限するというもので、個人の寄付権利の制限を意味するものであって、慎重に検討する必要がある事案である。

二、租税移転対象又は寄付金募集機関の制限について

地方財政自立度等財政力の指標を基準に制限する方法と首都圏を制限する方法等である。まず、我が国の地方財政指標は、該当自治体の実質的な財政能力を示さないもので、制限を置くことは適切でない。首都圏のすべての地方自治体が非首都圏の他の自治体に比して財政条件が良いと見ることもできないので、これも適切ではないと判断する。

三、租税移転方式と寄付金方式

寄付金方式がより適切な方式だと判断される。租税移転方式は、地方税-地方税移転と国税-地方税移転に分けることができるにもかかわらず、地方税-地方税移転は地方税の最も固有な特徴といえる応益性が確保されない。すなわち、便益と費用が一致しなくなるということである。租税移転方式として国税を地方税で移転するのは応益性でなく応能性に基づいているという点で議論の様相が変わる。

四、寄付金の性格

寄付金の種類には法定寄付金、政治資金寄付金、指定寄付金、指定外寄付金などに区分されるが寄付金の性格により控除制度が異なる。提示された代案は指定寄付金方式と政治資金寄付金方式に区分されるが、国家の政策目的上、推奨する寄付であるな

ら指定寄付金で運営することが適切であるといえる。ただし、政治資金寄付金は一種の租税移転方式といえるが、日本の場合、国民の1%程度だけがふるさと納税制度を活用しており、また、このような結果が政策的に持続的な支援下で成されたという点を考慮する場合、「故郷に対する寄付金」を拡散するという政治的選択をするならば可能だと見える。

返礼品を許容するのかに対し、返礼品の提供は原則的に租税競争を誘発して総税収が減少するので提供できないように制度化することが適切だと判断される。したがって寄付金品募集に関する法律に根拠を置いた方が良く寄付金品法では「募集者」は募集された寄付金品の規模により100分の15以内の範囲で返礼品を提供でき返礼品提供が制限される効果がある。

(3) 提案

上記のような合理的な方案を参酌して「故郷愛寄付制」の枠組みを設計・推進すべきであり、故郷税制度を一度に全国的に導入するのではなくひとまず小規模地域(例えば、地方税収下位圏地域、出郷民上位圏地域、人口減少率上位圏地域、高齢化上位圏地域、人気郷土特産品下位圏地域など)何箇所を選定して示範的にまず実施しそこで発生する長所は活かし問題点は補完して今後全国的に拡大する方式が良いと思われる。